

**新型コロナウイルス感染症受診・相談センター電話業務委託に係る
企画提案募集要項**

令和3年3月2日

山梨県福祉保健部福祉保健総務課

【留意事項】

山梨県福祉保健部福祉保健総務課が実施する本業務は令和3年山梨県議会2月定例会において、当該業務に係る当初予算が否決された場合は、執行しないものとします。

なお、このことに伴い、プロポーザル参加者または契約候補者において損害が生じた場合にあっても、県ではその損害について一切負担しませんので、予めご了承ください。

1 実施の目的

新型コロナウイルス感染症における受診・相談窓口としてコールセンターを設置し、受け付け及び対応することを目的とする。

2 事業概要等

(1) 委託業務名称

新型コロナウイルス感染症受診・相談センター電話業務委託

(2) 業務内容

別紙「新型コロナウイルス感染症受診・相談センター電話業務委託企画提案仕様書」(以下「仕様書」という。)による。(採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜修正する。)

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 委託料上限額

金168,134,868円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 スケジュール

令和3年3月 2日(火) 公告、企画提案募集説明書・仕様書の公開

令和3年3月 8日(月) 参加申し込み提出期限

令和3年3月 8日(月) 質問受付期限

令和3年3月10日(水) 質問回答期限

令和3年3月16日(火) 企画提案書等提出期限

令和3年3月19日（金） 審査

4 企画提案の参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する法人または団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 法人の役員等(非常勤の役員を含む。)に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ① 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人または営業を許可されていない未成年者。
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 応募手続等

(1) 事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県福祉保健部福祉保健総務課総務経理担当

電話：055-223-1441

メールアドレス：hokensom@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 企画提案への参加申し込み

- ① 提出期間：令和3年3月2日（火）から令和3年3月8日（月）午後5時まで
ただし、持参する場合の受付日及び時間は、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)で定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後

5時までの間とする。

- ② 提出先：事務局
- ③ 提出方法：持参または郵送(期限必着)とする。
- ④ 提出書類：参加申込書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）

(3) 企画提案に係る質問

- ① 受付期間：令和3年3月2日（火）から令和3年3月8日（月）の午後4時まで
- ② 提出先：事務局
- ③ 提出方法：電子メールとする。
- ④ 提出書類：企画提案に関する質問書（様式第3号）
- ⑤ 回答：令和3年3月10日（水）までに山梨県福祉保健部福祉保健総務課のホームページに掲載する。
- ⑥ その他：電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせすることもある。

(4) 企画提案書及び書類の提出

- ① 提出期間：令和3年3月2日（火）から令和3年3月16日（火）の午後5時まで
ただし、持参する場合の受付日及び時間は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
 - ② 提出先：事務局
 - ③ 提出方法：持参または郵送(期限必着)とする。
 - ④ 提出部数：6部（正本1部、副本5部）
 - ⑤ 提出書類：1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。
 - ・用紙の大きさは、原則A4判で作成し、文字は12ポイント以上とすること。
 - ・日本語表記とし、左上1箇所にはホチキス留めをすること。
 - ・表紙の添付、ファイルに綴り込みによる提出をしないこと。
- ア 企画提案書（様式第4号を標準とするが、様式第4号の項目が記載されていれば、形式は問わない）
- イ 見積書（様式は任意。参考様式：様式第5号）
- ウ 会社・業務概要書（様式は任意。参考様式：様式第6号）

6 企画提案等のプレゼンテーション

実施しない。

7 審査及び結果通知

(1) 企画提案の選定基準

書面審査を実施し、審査基準表（別紙1）に基づいて選定する。

(2) 企画提案の選定方法

- ① 企画提案の配点の合計点が最高点となった者を契約締結候補者として選定する。
- ② 企画提案書の審査は、本県職員からなる企画提案審査委員会が行う。

(3) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

選定結果については、山梨県福祉保健部福祉保健総務課ホームページに掲載するとともに、選定者、非選定者に通知する。(令和3年3月22日(月)発出予定)

(4) その他の留意事項

- ① 提出された企画提案書は、返却しない。
- ② 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。

8 契約

審査の結果選定された契約締結候補者を優先交渉者として事業内容等の詳細に係る交渉を行い、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、委託事業候補者と協議が整わず、契約の見込みがないとき、又は契約締結候補者が契約締結までの間に企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

9 その他

- (1) 企画提案において使用する言語は日本語とすること。
- (2) 契約保証金は山梨県財務規則第109条の2の規定に該当する者は、免除とする。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 契約の優先交渉者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (5) 選定された企画提案書類等の内容をベースに、協議の上、本業務の仕様書を確定するものとする。
- (6) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。